

上場維持基準に関する経過措置の終了時期等に係る「有価証券上場規程」等の一部改正について

2026年5月8日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

当取引所は、「有価証券上場規程」等の一部改正を行い、本年6月1日から施行します。

当取引所では、2022年4月に、それまでの3つの市場区分を継続しつつ、市場コンセプトの明確化や、上場基準等の見直しを含む全般的な上場制度の整備を行い、新たな市場区分として、「プレミアム市場」、「メイン市場」及び「ネクスト市場」の3市場に移行いたしました。その際、施行日の前日における上場会社については、当分の間、緩和した上場維持基準を適用することとし、当該経過措置については施行日以後における上場会社各社の上場維持基準への適合状況など、中期的な状況変化等を踏まえながら、将来的に見直しを行うものとしていたところ、今般、上場会社各社の上場維持基準への適合状況などを踏まえ、その終了時期を定めることとしたことから、所要の見直しを行うものです。

あわせて、流通株式の取り扱いについてより実態を踏まえた判定を行う観点から見直しを行うものです。

II. 改正概要

1. 上場維持基準に関する経過措置の終了時期

- ・ 2027年3月1日以後に到来する上場維持基準の判定に関する基準日から、本来の上場維持基準を適用することとします。
- ・ ただし、2027年3月1日以後に最初に到来する上場維持基準の判定に関する基準日において、上場維持基準に適合しない状態となった場合であって、当該状態となった時から起算して3か月以内に、上場維持基準の適合に向けた計画を開示した上場会社については、現在経過措置として適用している緩和した上場維持基準に適合しない状態となった場合を除き、当該計画に記載された計画期間を改善期間とするものとします。

2. 流通株式の定義に係る経過措置の見直し

- ・ 国内の普通銀行、保険会社及び事業法人等が所有する株式のうち、純投資に加え、その他市場に流通する見込みが高いと当取引所が認める目的であることが明らかであるもの（売買の状況を踏まえ当取引所が適当と認めるものに限る。）についても、当分の間、流通株式として取り扱うこととします。

(備 考)

・ 有価証券上場規程令和4年4月4日改正付則第5条第2項等

・ 有価証券上場規程施行規則令和4年4月4日改正付則第3条

III. 施行日

- ・ 2026年6月1日に施行します。

以 上